

まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務 プロポーザル実施要領

本公募は、令和 7 年 12 月定例会における令和 7 年度補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。

このため、令和 7 年度補正予算が成立した場合は、本プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うこととするが、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため十分に留意の上応募すること。

1 業務の概要

(1) 業務名

まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務

※近永駅前広場の自転車置き場（約 26 m²）及び緑地部分（約 40 m²）の撤去費も含む。

(2) プロポーザルの目的

まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）は、まちの駅・近永ふれあい館（仮称）の新築に伴う基本設計及び実施設計業務を委託するにあたり、関係者の意見調整を適切に行いながら、創造性や高い技術力、豊富な経験等を有する設計者を選定するために実施するものである。

(3) 業務内容

別紙「まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務特記仕様書」、「まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築基本計画」のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

2 スケジュール

プロポーザル実施公告	令和 7 年	7 月 11 日（金曜日）
質問書（第 1 回目）の提出期限	令和 7 年	7 月 22 日（火曜日）
質問書（第 1 回目）の回答	令和 7 年	7 月 25 日（金曜日） 予定
参加表明書等の提出期限	令和 7 年	8 月 8 日（金曜日）
第一次審査（書類審査）	令和 7 年	8 月 12 日（火曜日） 予定
質問書（第 2 回目）の提出期限	令和 7 年	8 月 22 日（金曜日）
質問書（第 2 回目）の回答	令和 7 年	8 月 26 日（火曜日） 予定
提案書の提出期限	令和 7 年	11 月 21 日（金曜日）
第二次審査（プレゼンテーション等）	令和 7 年	12 月 2 日（火曜日） 予定
審査結果通知	令和 7 年	12 月 5 日（金曜日） 予定

※上記日程は、都合により変更することがある。

3 参加資格及び制限

プロポーザルに参加する事業者（以下「参加者」という。）は、次の資格を全て満たさなければならない。なお、設計共同企業体の参加は不可とする。

- (1) 令和7・8年度鬼北町建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、令和7年8月12日現在で鬼北町建設工事請負業者選定要綱（平成17年鬼北町訓令第37号）に基づく競争参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) プロポーザルへの参加表明書提出の日から契約締結の日まで、鬼北町建設工事指名停止処分要綱（平成17年鬼北町訓令第38号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第72号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 鬼北町暴力団排除条例（平成23年鬼北町条例第14号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していない者であること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。
- (8) 管理技術者及び建築（意匠）主任技術者に一級建築士を配置できること。
- (9) プロポーザルにおいて、他の参加者の協力者（協力事務所）でないこと。
- (10) 国内における公共施設で、単体・元請として、延べ面積（建築物1棟当たりの面積とする。）200㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務を受注し、令和元年度以降に、履行完了した設計実績を有すること。

※上記、参加資格の確認基準日は、参加表明書を提出した日とし、確認基準日以降、提案書の提出の日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、原則として失格とする。

4 事務局（提出先及び問合せ先）

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町役場 企画振興課 地域活力創出係

電話番号 代表 0895-45-1111（内線2211）

直通 0895-45-1115（内線2211）

FAX番号：0895-45-1119

メールアドレス：h.nakagawa@town.kihoku.ehime.jp

5 質問の受付及び回答

まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及びまちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務特記仕様書等に関し、不明な点があるときは、質問書を電子メールにて送信すること。

【質問書】第1回目（参加表明書等の提出に関すること）

- (1) 提出期限：令和7年7月22日（火曜日） 午後5時15分まで
- (2) 提出書類：質問書（様式は自由）
- (3) 宛先：メールアドレスは「4 事務局（提出先及び問合せ先）」を参照のこと。
- (4) 件名：送信の件名は、「まちの駅・近永ふれあい館（仮称） 質問書」とすること。
- (5) 到達確認：送信後には必ず電話にてメール到達の確認を行うこと。
電話番号 代表 0895-45-1111（内線2211）
直通 0895-45-1115（内線2211）
- (6) 回答：令和7年7月25日（金曜日）（予定）に、質問者名を伏せて鬼北町ホームページに掲載する。

【質問書】第2回目（提案書等の提出に関すること）

- (1) 提出期限：令和7年8月22日（金曜日） 午後5時15分まで
- (2) 提出書類：質問書（様式は自由）
- (3) 宛先：メールアドレスは「4 事務局（提出先及び問合せ先）」を参照のこと。
- (4) 件名：送信の件名は、「まちの駅・近永ふれあい館（仮称） 質問書」とすること。
- (5) 到達確認：送信後には必ず電話にてメール到達の確認を行うこと。
電話番号 代表 0895-45-1111（内線2211）
直通 0895-45-1115（内線2211）
- (6) 回答：令和7年8月26日（火曜日）（予定）に、質問者名を伏せて第二次審査参加者全員に電子メールにより回答する。
- (7) その他：第二次審査参加者以外からの質問は受け付けない。

6 参加表明書等の提出

参加者は、以下の提出書類を期限までに提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年8月 8日（金曜日） 午後5時15分まで
- (2) 提出方法：郵送又は持参
提出先・宛先は「4 事務局（提出先及び問合せ先）」を参照のこと。
※持参の場合は、土曜・日曜・祝日及び閉庁時間は受付不可
郵送の場合は、提出期限厳守

(3) 提出書類

ア：参加表明書（様式第1号）（1部）

イ：一級建築士事務所登録を証する資料の写し（1部）

○設計事務所

ウ：設計事務所の概要（様式第2号）（1部）

- ・「設計事務所技術職員数」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を有する技術者の人数及び資格について記入すること。
- ・「設計事務所の同種業務実績」は、「3 参加資格及び制限」の(10)に該当する実績を4件以内で記入すること。（枠内の業務名、施設名等、構造・規模、完成年月日、業務内容についても漏れなく記載をすること。）

※業務名：業務名を記載

※施設名等：施設名、発注者、所在地（敷地の所在市町村名）を記載

※構造・規模：構造体、階数、延床面積を記載

※完成年月日：業務が完了した年月日を記載

※業務内容：業務種別（基本設計、実施設計の別）等を記載

エ：設計事務所の実績資料1（様式第3号）（1部）

- ・様式第2号に記載した実績の中から1件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内観の写真又は透視図を各1枚）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。用紙サイズはA4とする。

オ：設計事務所の実績資料2（様式第4号）（1部）

- ・様式第3号に記載した実績の代表階の平面図を1枚添付すること。用紙サイズはA4又はA3とする。

○管理技術者

カ：管理技術者の実績等（様式第5号）（1部）

- ・「管理技術者の資格」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を「一級建築士」を優先して記入すること。
- ・「管理技術者の同種業務実績」は、「3 参加資格及び制限」の(10)に該当する実績を4件以内で記入すること。（枠内の業務名、施設名等、構造・規模、完成年月日、業務内容についても漏れなく記載をすること。）

※業務名：業務名を記載

※施設名等：施設名、発注者、所在地（敷地の所在市町村名）を記載

※構造・規模：構造体、階数、延床面積を記載

※完成年月日：業務が完了した年月日を記載

※業務内容：業務種別（基本設計、実施設計の別）、分野（管理技術者、建築(意匠)、建築(構造)、電気設備、機械設備の担当主任技術者等の別）、作業内容（基本図作成、詳細図作成、設計計算、数量集計等の別）を記載

キ：管理技術者の実績資料 1（様式第 6 号）（1 部）

- ・様式第 5 号に記載した実績の中から 1 件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内観の写真又は透視図を各 1 枚）を貼付した用紙 1 枚の範囲内で記述すること。用紙サイズは A 4 とする。

ク：管理技術者の実績資料 2（様式第 7 号）（1 部）

- ・様式第 6 号に記載した実績の代表階の平面図を 1 枚添付すること。用紙サイズは A 4 又は A 3 とする。

○担当主任技術者【建築、設備】

ケ：担当主任技術者の実績等（様式第 8 号）（1 部）

- ・「担当主任技術者の資格」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を記入すること。
- ・「担当主任技術者の同種業務実績」は、「3 参加資格及び制限」の(10)に該当する実績を 4 件以内で記入すること。（枠内の業務名、施設名等、構造・規模、完成年月日、業務内容についても漏れなく記載をすること。）

※業務名：業務名を記載

※施設名等：施設名、発注者、所在地（敷地の所在市町村名）を記載

※構造・規模：構造体、階数、延床面積を記載

※完成年月日：業務が完了した年月日を記載

※業務内容：業務種別（基本設計、実施設計の別）、分野（管理技術者、建築（意匠）、建築（構造）、設備の担当主任技術者等の別）、作業内容（基本図作成、詳細図作成、設計計算、数量集計等の別）を記載。

コ：担当主任技術者の実績資料 1（様式第 9 号）（1 部）

- ・様式第 8 号に記載した実績の中から 1 件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内観の写真又は透視図を各 1 枚）を貼付した用紙 1 枚の範囲内で記述すること。用紙サイズは A 4 とする。

サ：担当主任技術者の実績資料 2（様式第 10 号）（1 部）

- ・様式第 9 号に記載した実績の代表階の平面図を 1 枚添付すること。用紙サイズは A 4 又は A 3 とする。

※様式第 8 号、様式第 9 号及び様式第 10 号については、建築、電気設備、機械設備の担当主任技術者ごとに作成すること。

※上記提出書類 ア～サは、フラットファイルやレポートカバー等でまとめて提出すること。

7 第一次審査（書類審査）

まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務プロポーザル審査要領に定める評価点により、参加者から提出された書類（設計事務所の概要等）に基づき採点する。

第二次審査の対象者として、採点結果に基づき上位から6者程度を選定し、令和7年8月12日（火曜日）（予定）に、FAX及び郵送にて通知する。

8 提案書の提出

第一次審査の結果、第二次審査の対象者として通知を受けた参加者は、以下の方法によって書類を提出すること。

(1) 提出期限：令和7年11月21日（金曜日）午後5時15分まで

(2) 提出方法：郵送または持参。

提出先・宛先は「4 事務局（提出先及び問合せ先）」を参照のこと。

※持参の場合は、土曜・日曜・祝日及び閉庁時間は受付不可。

郵送の場合は、提出期限厳守。

(3) 提出書類及び部数

ア：提案書（様式自由）（14部）

・A3版横（片面・カラー可）にて作成。

・下記課題を組み込んだ、計3枚以内で作成すること。（表紙は含まない。）

課題①：魅力ある外観デザイン、配置図、平面図及び建築パース等の提案。

課題②：機能・品質を低下させない建設コストの縮減及びライフサイクルコストの縮減手法の提案。

課題③：その他必要諸室配慮事項等の独自提案について。（当該業務を実施するに当たり重要と考えられる新たな視点等）

課題④：学校林の木材を活用する提案とすること。（用途は自由）

※ヒノキ：樹齢約60～70年

イ：工程表（設計工程及び工事工程含む）（様式自由）（14部）

・上記提出書類 ア～イはフラットファイルやレポートカバー等でまとめて提出すること。

ウ：参考見積書（設計費）（1部） 消費税及び地方消費税を含むこと。

エ：参考見積書（工事監理費）（1部） 消費税及び地方消費税を含むこと。

オ：参考見積書（概算工事費）（1部） 消費税及び地方消費税を含むこと。

9 受託候補者の決定方法

(1) 決定の方法

プロポーザルは、別に定める審査要領に定める方法によりまちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審査を実施した後、受託候補者として決定する。

(2) 第二次審査開催日時及び開催場所

ア：日程：令和7年12月 2日（火曜日）予定（詳細は別途通知）

イ：場所：近永公民館2階講堂（詳細は別途通知）

(3) 第二次審査内容

1 参加者当たり 30 分以内とし、その内冒頭 20 分は参加者による提案書のプレゼンテーションを受け、残り 10 分で審査委員会によるヒアリングを行う。

(4) プレゼンテーションの留意事項

ア：当日の出席者は 3 名以内とする。

イ：プレゼンテーションは原則、まちの駅・近永ふれあい館（仮称）新築工事基本設計及び実施設計業務に担当として携わる予定の者が行う。

ウ：資料は事前に提出のあった提案書等を使用し、追加資料は受け付けない。

エ：当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ事務局で用意する。プロジェクターを使用する場合は事前に事務局まで申し出ること。プレゼンテーションにパソコンその他の機器等が必要な場合は参加者が用意すること。

プロジェクターまでの接続コードは参加者が持参すること。

オ：提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは、評価の対象としない。

10 契約の締結

鬼北町は受託候補者として決定された者と契約の交渉を行うものとする。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

(1) 最終的な契約内容及び契約金額については、審査後、受託候補者と鬼北町の間で提案内容等を確認する場を設け、実施可能な業務内容について精査・調整の上、最終的な仕様・契約金額を確定するものとする。

(2) 契約する際の仕様については、提案内容及び協議内容を盛り込み作成するものとする。

(3) 工事監理業務については、本業務の受託者と随意契約を予定しているが、業務遂行に必要な事項について協議し、一定の条件等を付することがある。

11 失格条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、実施要領に示した提出方法及び提出期限を守らなかったとき。

(2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

(3) 正当な理由なく提出書類を提出しなかったとき。

(4) 第二次審査に参加しなかったとき。

(5) 審査終了までの間に参加者が、「3 参加資格及び制限」に規定する条件を欠くこととなったとき。

(6) 審査の公平性を害する行為があったとき。

(7) その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めたとき。

12 その他留意事項

- (1) プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者1者につき1提案とする。
- (3) 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 提出後の提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提案書は、受託候補者決定に係る作業等に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。ただし、参加者の承諾なしで、外部への公開及び配布は行わない。
- (7) まちの駅・近永ふれあい館（仮称）建設予定地の見学を希望する場合は、事務局まで電子メールにて希望日時等を連絡すること。送信の件名は、「まちの駅・近永ふれあい館（仮称） 現地見学希望」とし、メールアドレスは「4 事務局（提出先及び問合せ先）」を参照のこと。日時等詳細については、他行事との調整を行うため、希望に沿えない場合がある。
- (8) 参加者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、受託候補者決定の可否を協議する。この場合、審査等のスケジュールは別途協議を行うものとする。
- (9) 参加者は、実施要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。